

特定非営利活動法人

# ちくしっ子ネットワーク

放課後児童クラブのしおり



令和6年度

入所に際しては、しおりや児童クラブから配布する通信等に十分に目を通していただき、集団生活への理解と協力をお願いします。

# 特定非営利活動法人ちくしっ子ネットワークの理念

## 〈基本理念〉

私たちは、放課後児童クラブ事業を通し、子どもの豊かな育ちを育み、子どもを取り巻く大人が共に育ちあう地域の子育て支援ネットワークの構築を目指します。

働く親を持つ子どもたちが、放課後や学校休業日に、さびしい思いをすることなく豊かな時間を過ごしてほしい。そんな親の願いから生まれたのが放課後児童クラブです。

筑紫野市の放課後児童クラブは、同じ思いを持つ親たちが自らの手で運営し、子どもたちのためにより良い保育環境をつくるという姿勢で長い歳月をかけ、つくり上げてきました。

子どもを真ん中に、保護者・支援員・地域住民・行政が手を携え、助け合いながらそれぞれの立場で子育てに取り組んでいく。この「地域の子育て」を変わずに継承し、発展させていく。

その営みこそが「子どもの安全・親の安心」を保障するちくしっ子ネットワークの基本理念です。この基本理念に基づき、私たちは次の保育理念を掲げ、放課後児童クラブ事業に取り組みます。

## 〈保育理念〉

1. 子どもたちが、安全に伸びのびと放課後や学校休業日を過ごせる居場所をつくります。
2. 子ども一人ひとりを大切にし、心身ともに健やかで豊かな成長を育みます。
3. そのことにより、保護者が安心して働ける環境をつくります。
4. 子どもの最善の利益を考慮し、保護者・支援員・地域住民・行政の連携に努め、地域の子育てを支援します。

## 〈保育方針〉

### 1. 子どもが安全で楽しく過ごせる放課後児童クラブ

- ・子ども一人ひとりの思いや感情に寄り添って信頼関係を築き、心の居場所をつくる。
- ・保育の予定、ルールなど、子どもが見通しをもって活動できる生活づくりを行う。
- ・「遊び（活動体験）」を通して、楽しむことを見出す力、自ら物事をやり遂げようとする力を育てる。

### 2. 互いに学び合い、成長する放課後児童クラブ

- ・異年齢集団の生活の中で、相手の気持ちを思いやり、豊かで優しい心を育てる。
- ・集団生活の中で、協調性・社会性を育てる。
- ・子どもが自ら考え、行動し、責任を持つ力を育てる。

### 3. 保護者が安心して子どもを預けられる放課後児童クラブ

- ・子どもの様子を伝え合うことを大切に、支援員が保護者の願いを知ることで、子どもの理解を深め、保育に活かす。
- ・安全や衛生に配慮しながら生活環境を整える。
- ・季節に合わせた活動を計画し、豊かな感性を育て、想像力・思考力の芽生えを育てる。

### 4. 地域に根ざした放課後児童クラブ

- ・地域との交流を積極的に図り、地域の中で育ち合う心を育む。
- ・家庭・学校・地域・行政との連携を図り、子ども一人ひとりが安心と信頼をもって活動できる環境づくりに努める。
- ・放課後児童クラブの特性を活かして、地域の子育ての一翼を担い、子育てを取り巻く環境の変化に対応する。

# 目 次

ページ

## ○特定非営利活動法人ちくしっ子ネットワークの理念

1. 放課後児童クラブについて・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2. 入退所について・・・・・・・・・・・・・・・・	2
(1) 入所要件	
(2) 入所の選考方法	
(3) 入退所等の手続き	
(a) 入所	
(b) 退所	
(c) 途中入所、退所	
(d) 勤務先、産休など勤務体系等に変更があった場合	
(e) 住居、連絡先等に変更があった場合	
3. 保育について・・・・・・・・・・・・・・・・	5
(1) 保育時間	
(2) 保育の流れ	
(3) 休所日	
(4) 登所・下所	
(5) 欠席・早退・遅刻	
(6) 個別対応	
(7) 準備するもの	
(8) その他	
4. 保育料について・・・・・・・・・・・・・・・・	8
(1) 料金	
(2) 支払方法について	
5. 自然災害時の緊急時について・・・・・・・・	10
(1) 緊急時の連絡方法について	
(2) 緊急時における対応について	
6. 病気・事故の時について・・・・・・・・	10
(1) 病気の場合	
(2) 事故の場合	
7. 保護者会について・・・・・・・・	11
8. よくある質問 (Q&A)・・・・・・・・	11
9. 各クラブの所在地・・・・・・・・	12

# 1. 放課後児童クラブについて

放課後児童クラブ（以下、クラブと略）は、労働等により昼間保護者のいない家庭の児童に対し、自主性、社会性及び創造力の向上、基本的な生活習慣の確立等をもって児童の健全な育成を図ることを目的とした施設です。また、子育てと就労の両立支援を図るためにつくられました。

筑紫野市では、児童クラブが小学校11校全てにあり、全体で約1500名（R4.11月現在）の子どもたちが在籍しています。

児童クラブは、学校や地域と連携を図りながら、保護者と連携して児童の健全な育成と遊び及び生活の支援（育成支援）を行うとともに、その過程の子育てを支援する役割を担っています。この事業の実施主体は筑紫野市であり、NPO法人ちくしっ子ネットワークは、運営について委託されています。

## ○筑紫野市放課後児童健全育成事業実施要綱（抜粋）

（平成27年3月13日要綱第3号）

改正平成29年3月29日要綱第20号

筑紫野市放課後児童健全育成事業実施要綱（平成7年筑紫野市要綱第4号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、筑紫野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成26年筑紫野市規則第29号。以下「規則」という。）第9条の規定に基づき、放課後事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（事業の実施）

第3条 条例第1条で定める放課後事業の実施主体は、筑紫野市とする。

市長は、放課後事業の運営については、特定非営利活動法人ちくしっ子ネットワークを事業者と定め、委託により行うものとする。

## ○筑紫野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則

（平成26年12月26日規則第29号）

（事業者の職務）

第6条 事業者（条例第3条第1項に規定する事業者をいう。以下同じ。）の職務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 支援員等の任免及び指導監督
- (2) 児童クラブにおける運営規程等の制定及び改廃
- (3) 利用者の入退所の決定
- (4) 児童クラブの運営に関する経費の出納管理
- (5) 年間事業計画の策定及び事業予算の編成
- (6) 損害賠償責任保険の加入
- (7) その他児童クラブの運営に必要な事項

## 2. 入退所について

### (1) 入所要件 (P11「よくある質問」もご覧ください)

筑紫野市立の小学校に在籍している児童で、P2表2に掲げる理由により、P2表1の日数及び時間の間、家庭での保育を受けることができない児童が対象となります。

<通年保育> 小学1年生～6年生までの児童が対象

<季節保育> 小学1年生～2年生まで年間を通じて児童クラブに在籍していた小学生3年生～6年生の児童が対象

表1 入所要件

保育内容			入所要件
①通常保育 (平日午後6時まで)	通年保育 (放課後・長期休暇等)	1年から6年	午後4時まで保育にあたることができない日が、月12日(日曜日を除く)以上あること。
	季節保育 (長期休暇等) ※P11 Q5 参照	3年以上	午前8時から午後5時までの間に4時間以上保育にあたることができない日が、月12日(日曜日を除く)以上あること。
② 延長保育 (平日午後6時～午後7時)			就労時間や通勤時間など、やむを得ない理由により午後6時以降も保育にあたることができないこと。
③ 土曜保育 (午前8時30分～午後6時) ※延長保育はありません			午前8時30分から午後5時までの間に4時間以上保育にあたることができない土曜日。

※延長保育については、児童の安全確保のため、閉所時間(午後7時)までに必ず保護者又はそれに代わる人がお迎えに来ていただくことが、利用の条件となります。

※通常保育を利用せずに延長保育のみの利用はできません。

表2 該当理由と手続きに必要な添付書類

※保護者及び同居所に居住する20歳以上65歳未満(入所日現在)の人、全員分の書類が必要です。

該当理由	手続きに必要な添付書類
家庭外労働・家庭内労働(自営、内職)	勤務証明書、事業従事証明書(直近の確定申告書の控※税務署の受付印があるもの、法人登記簿の写し、営業許可証※有効期限内のもの、開業届、請負契約書等)
長期入院または障がい	医師の診断書、障害者手帳の写し、申立書等
長期看護または介護	医師の診断書、看護(介護)の内容についての申立書
就学または職業訓練	在学証明書、受講証明書、学生証の写し等
労働基準法の規定による産前産後休業中 ※育児休業中は原則としてお預かりできません	母子手帳の写しもしくは出産(予定)についての証明書
その他、その場合に照らして明らかにその児童の保育を行うことができないと認められた場合	災害証明書、申立書等、証明できるもの

## (2) 入所の選考方法

通年及び季節の入所については、これまで希望する方を最大限受け入れることができるよう、可能な限り努めてきました。

しかしながら、年々申し込み者数が増加していること、また、安全安心なクラブ運営を行うにあたり、児童が密になる状況を回避する必要もあります。そのため、申込者数の状況等を踏まえて、特に3年生以上は法人の定めた基準のもと、受け入れの選考を行う場合もありますのでご了承ください。

また、申込期限は必ずお守りいただくとともに、期限を過ぎて申し込みされた場合、受付は行いますが、申込状況によっては4月からの入所が出来ない場合もありますので、ご了承ください。

## (3) 入退所等の手続き

下記を参照の上、各手続きを行ってください。また、入退所等の書類の提出は、必ず保護者が行ってください(郵送不可)。児童を通じての提出はお受けできませんので、十分ご注意ください。

※申込書等は各クラブにあります。また、法人のホームページからもダウンロードできます。ダウンロードされる場合は必ずクラブへお知らせ下さい。入会届はA3サイズです。ゆうちょの自動払込利用申込書は郵便局の窓口で用紙をもらい、手続きを行ってください。

### (a) 入所

表4の必要書類を揃えて申し込みを行ってください。

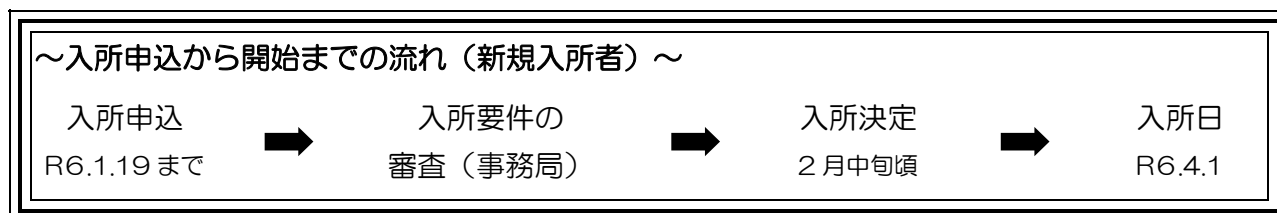


表4 入所手続きにおける必要書類

必要書類	備考
① 入会届	入所要件を満たして入所が決定した場合は、押印した入会承諾書をお渡しします。
② 入所申込書	
③家庭での保育ができないことを証明する書類等(P2 表2参照)	保護者(父母等)以外にも祖父母等の20歳以上65歳未満(入所日現在)の人が同居されている場合は、その人の勤務証明書も必要となります。
④児童カード	お子さんの状況をできるだけ詳しく記入してください。
⑤健康調査票	障がい者手帳および療育手帳をお持ちの方は、手帳の写しを添付してください。
⑥自動払込利用申込書	新規で入所の場合は、(郵便局の口座をお持ちで

※控えのコピーを提出	ない方は、口座開設後) 郵便局の窓口で引き落としの手続きを行ってください。
⑦延長利用申込書	延長保育利用者のみ提出してください。

※保育料の減免を希望される場合は、P9を参照してください。

※収集した個人情報については、当事業の運営にのみ利用いたします。

#### <年度当初からの入所>

新年度申込みの受付期間等は、ホームページ等を通じてお知らせします。(詳しくは各クラブにお尋ねください。) 受付期間内に必要書類(表4参照)を提出してください。

#### <年度途中からの入所>

年度の途中から入所する場合は、まずは各クラブに連絡し、(c)の①を参照の上、必要書類(表4参照)を提出してください。

### (b) 退所

契約は1年間であるため、原則として中途退所は認めません。ただし、保護者の転勤や退職、あるいは入院加療等、ちくしっ子ネットワークが認める特別の理由があり、会費および保育料のいずれも未納のないときは、退所が認められる場合があります。(c)の②を参照の上、退所届、退会届を提出してください。

※退所届、退会届を提出されないと利用していない場合でも在籍していることになり、保育料の支払い義務が生じますので、十分ご注意ください。特別な事情で長期にお休みする場合は、一旦退所手続きをしていただき、再び通所する場合に、再度入所手続きを行ってください。

### (c) 中途入所、退所

#### ①中途入所の場合

クラブに入所書類一式を20日までに提出し、審査後に入所が決定すると、翌月1日からの入所が可能となります。

#### ②中途退所(やむを得ない事由がある場合)

クラブに退所届(退会届)を20日までに提出し、審査後に退所(退会)が決定すると、当月末で退所(退会)が可能となります。

※郵送での提出はできません。

※各種手続きには、申し込みから入退所できる日までに時間がかかりますので、手続きは余裕をもって行ってください。

※各クラブの開所時間内に提出してください。

平 日……12:00~18:00 (延長保育がある場合は 19:00)

土 曜 日 ……8:30~18:00

長期休暇中 ……8:00~18:00 (延長保育がある場合は 19:00)

※日・祝、8/13~15、12/29~1/3は休所しています。

### (d) 勤務先、産休など勤務体系等に変更があった場合

勤務先、産休など勤務体系等に変更があった場合は、直ちに各クラブに連絡し、届出事項変更届と勤務証明書や母子手帳の写し等を提出してください。

### (e) 住居、連絡先等に変更があった場合

住居、連絡先等に変更があった場合は、直ちに各クラブに連絡し、届出事項変更届を提出してください。

## 3. 保育について

### (1) 保育時間

保育内容		保育時間
①通常保育	平日	月～金曜日の授業終了後～午後6時
	長期休暇・学校代休日	月～金曜日の午前8時～午後6時
②延長保育		月～金曜日の午後6時～午後7時
③土曜保育		土曜日の午前8時30分～午後6時（延長保育なし） ※学校行事で学校に登校するときは、放課後～午後6時

(注) 学校代休日とは、土・日曜日に運動会や発表会など学校行事があり、その代わりとして平日に学校を休みにする日のことです。日曜日は、学校行事（日曜参観など）があっても児童クラブは閉所です。

### (2) 保育の流れ

放課後児童クラブでの1日の主な流れの一例を紹介します。

<授業のある日（放課後以降）>	<学校が休みの日（一日保育）> (長期休暇・土曜日・学校代休日)
12:00 開所	8:00 (土曜日は8:30) 開所 登所
15:00 登所（子どもたちが学校から帰ってくる） 宿題・自由遊び	9:00 宿題 制作・プール（夏休みのみ） 自由遊び
16:00 おやつ 自由遊び 読書 帰りの会	12:00 昼食（弁当） 13:00 休憩 制作・プール（夏休みのみ）
17:00 集団下所	16:00 おやつ・自由遊び・読書 帰りの会
18:00 <延長保育>	17:00 集団下所 18:00 土曜日閉所 <延長保育>
19:00 閉所	19:00 閉所

※冬時制（11/初～1/末）は16:45に集団下所します。

※児童の安全確保のため、集団下所以降は必ず保護者又はそれに代わる人のお迎えが必要です。

※宿題の正誤については、各家庭で行ってください。



### (3) 休所日

日曜日、祝日、8月13日～15日、12月29日～翌年1月3日

台風などによる小学校臨時休校日等

※自然災害等の緊急時における対応については、P10を確認してください。

### (4) 登所・下所

- ・放課後児童クラブから家までの道を児童と一緒に歩いて、危険箇所の確認等行き帰りの不安がないようにすることが大切です。地域別に集団下所させていますが、一人で行き帰りができるよう、何度か繰り返しておくとう安心です。
- ・登所、下所の安全確保と安全ルールについて話し合っておきましょう。
- ・**児童の安全を確保するため、開所時間前の登所はご遠慮ください。**  
※土曜日の開所時間は午前8時30分、長期休暇中（春夏秋冬休み）、学校代休日の開所時間は午前8時です。
- ・土曜日、長期休暇中、学校代休日は、午前9時までに登所してください。遅れる場合は、必ず9時までにクラブに連絡をし、昼食前までには登所してください。
- ・習い事等でクラブを下所した場合は、再びクラブに戻ることはできません。クラブ時間中の外出は禁止です。

### (5) 欠席・早退・遅刻

- ・欠席や早退、遅刻をされる場合は、必ず保護者が児童クラブに連絡をしてください。児童からの申し出はお受けできません。連絡帳や電話・FAX・メールで連絡をお願いします。
- ・欠席の連絡が無い場合、緊急連絡先に連絡します。
- ・欠席確認等で、緊急連絡先に電話がつかないことが複数回続く場合、連絡が付き緊急連絡先に変更していただきます。
- ・クラブは一時預かりの場ではありませんので、極端な短時間の利用は原則できません。

### (6) 準備するもの

#### ・置き着替え（上着、下着、靴下）

クラブで保管します。1年生は全員準備してください。2年生以上は希望者のみ預かります。

#### ・毎日持参するもの

連絡帳※1

水筒（季節に合わせたサイズの水筒を持たせてください。）

名札 新1年生の名札（入学式の前日まで使用）はクラブで用意します。

帽子 忘れた場合、クラブからの貸出しはしていません。安全配慮のため、フードをかぶった遊びは許可していません。（夏季は、帽子がないと外遊びに出る事が出来ません。）

学習道具（一日保育時）

お弁当※2（一日保育時）

#### ※1 連絡帳について

①学校とは別にクラブの連絡帳を用意しています。連絡帳袋に入れて毎日お子さんに持たせてください。

- ②帰宅方法（帰り方表）を表紙裏に貼っていますので曜日ごとの基本の帰り方を鉛筆で記入してください。変更があった場合はそのつど書き換えをし、その旨お知らせ下さい。
- ③健康状態（服薬の時間等）や気になる事、家庭での様子等を気軽にお知らせください。
- ④薬を持参する場合は必ず何の薬か、いつ服薬するのかお知らせください。（点眼薬・点鼻薬・保湿剤等も含む）※P10参照
- ⑤クラブから配布物等を入れることがありますので、受け取ったら必ずサインをお願いします。

★帰り方表★					
曜日	出席 ○ 欠席 ×	帰る(クラブを出る)時刻を記入して下さい 集団下所の場合は○を記入して下さい。			習い事の内容 中止の場合の 帰り方等
		自分で帰る		迎え	
		早帰り	集団下所		
月	○	16時 10分		時 分	サッカー 中止時は集団下所
火	×	時 分	記入例	時 分	
月		時 分		時 分	
火		時 分		時 分	
水		時 分		時 分	
木		時 分		時 分	
金		時 分		時 分	
土		時 分		時 分	

※集団下所時間：17時（冬時制11/1～1/31：16時45分）

\* この帰り方表以外の帰り方をする場合は、その都度お知らせ下さい。お知らせが無い場合は帰り方表通りとします。

**\* 帰り方を変更する場合は表を書き換えてその旨を必ずお知らせ下さい。**

## ※2 お弁当について

- ①お弁当が傷まないように保冷材などを入れて各家庭で対応をお願いします。
- ※特に、乳製品は衛生面を考慮して下さい。
- クラブで手を加えること(冷蔵庫に保管、レンジで温める、お湯を沸かす等)はできません。
- ②デザートを持たせる場合は、お弁当に入る範囲でミニカップゼリーのみ可能です。
- ※安全面を考慮し、こんにゃく成分が入ったゼリーも持たせないようにお願いします。
- ③フルーツは別容器、ミカン、バナナはそのまま持たせて頂いて結構です。
- ④子どもが食べきれない量のものを持たせてください。子ども同士のお弁当の食べ物のやり取りは禁止です。（アレルギーを持つお子さんや衛生面に配慮した対応です）
- ⑤昼食時の飲み物は水筒のお茶・水のみとします。
- ⑥クラブのイベントなどで市販のお弁当を出すことがあります。当日欠席した場合は、持ち帰りできません。お子さんに持たせることもできません。

## おやつについて

- ①おやつは毎日クラブで用意したものを提供します。
- ②クラブ欠席の場合は持帰りおやつがあります。お子さんに下校前にクラブへ寄るように声かけをお願いします。※学校を早退する場合は、おやつを提供できない場合があります。
- ③食べきれないおやつ(冷蔵品以外)は袋に入れて持ち帰ることがあります。
- ④食物アレルギーの児童はおやつ代を返金していますので、充当額のおやつを保護者の方が持参してください。

## (7) その他

- ・新一年生については、4月1日から新しい環境のもとで1日を過ごすことになるため、疲れから体調を崩す場合があります。子どもたちが新しい環境に無理なく馴染んでいけるように、4月30日までは、下記の①・②の対応をお願いします。

- ① 4月1日から入学式までは保護者又はそれに代わる人の送迎が必要です。
- ② 4月30日までの小学校休業日及び土曜日の一日保育は保護者又はそれに代わる人の送迎が必要です。

※入学式の翌日からは、平日の集団下所(17時)が可能となります。

- ・長期休暇中と学校給食がないときには、必ず弁当を持たせてください。特に新1年生は、入学式から数日の間、学校給食がありませんので忘れずに弁当を持たせてください。
- ・まんが、カード、玩具、ゲーム機などのクラブへの持ち込みは禁止しています。
- ・クラブ滞在中、携帯電話の使用はできません。ご用件をクラブにご連絡ください。

●支援員は複数の児童を保育しています。支援員が一人の児童に個別対応(お弁当を忘れた時の買い出し・習い事の着替え補助・下所時自宅までついて行く等)を行うと、他の児童に目が届かず、事故やケガの原因になることがあります。このような個別の対応が出来ない事を十分ご理解頂き、日々の保育にご協力をお願い致します。

## 4. 保育料について

### (1) 料金

区分	料金			備考
年会費	2,000円			1世帯あたり/年額 4月1日
通年保育料 (1~6年生)	料金	減免①	減免②	児童1人あたり/月額 当月1日
	7,500円	6,500円	2,500円	
延長保育料 (18時~19時)	1,500円			児童1人あたり/月額 ※要申込
季節保育料 (3年生以上)	28,000円	22,000円	22,000円	児童1人あたり/年額 (4月1日に一括引落)
季節延長料	3,000円			児童1人あたり/年額 ※要申込 (4月1日に一括引落)

※引落手数料10円がかかります。

※減免対象 ①ひとり親家庭（所得制限有）、3人以上の在籍兄弟児の長子、②生活保護世帯  
添付書類 ①ひとり親医療証または児童扶養手当のコピー ②生活保護受給証明書のコピー  
（注）非課税世帯については、筑紫野市の事業です。別途ご案内があります。

※減免対象に該当される場合は、入所申込時に申請してください。なお、年度の途中で①②の該当になった場合、毎月20日までに申請の場合は翌月以降の保育料が減免料金となります。

※月の途中で入所、退所の場合、保育料、延長料の日割りは致しません。なお一括払いの季節保育料および季節延長料は年度途中の利用中止でも一切返金は致しません。  
緊急時ややむを得ず閉所した場合も、返金はいたしません。

※突発的に18:00までのお迎えに間に合わない場合は、延長料金が発生します。請求書の通りにお振込みください。次月の延長保育の取り消しは前月20日までの申請が必要です。季節保育について、途中入所の場合の保育料や突発的な延長料金については、事務局にお問合せください。

## （2）支払方法について

保育料は、当月1日に口座振替をさせていただきます。1日に引落ができなかった場合は10日に再引落をします。（1日、10日が休業日の場合は翌営業日）

再引落後の未納分については、当月20日までに法人口座に保護者による振込をお願いします。金融機関は郵便局のみとなります。

※（振込先） 口座名義：特定非営利活動法人ちくしっ子ネットワーク

・ゆうちょ銀行からの場合 <記号> 17490 <番号> 69907361

・上記以外 <金融機関名> ゆうちょ銀行 <支店名> 七四八 <口座番号> 普通 6990736

※保育料の未納が2ヶ月以上続く場合、退会退所勧告をいたしますので、納付忘れがないようにお願いします。

## 5. 自然災害等の緊急時について

### (1) 緊急時の連絡方法について

ちくしっ子ネットワークでは、クラブ毎に「安心メール」配信サービスを利用した緊急時における情報提供を行っております。台風等の自然災害の他、不審者発生時などにおける対応について各クラブより保護者へメール配信を行います。

※入所日までに必ず登録をしてください。登録していない場合は、入所できないことがあります。

### (2) 緊急時における対応について

#### ①学校開校時の自然災害・不審者発生時など

小学校の対応	クラブの対応
集団下校	クラブに登所する児童はクラブで預かります。 児童の下所時は、延長保育ではない方も保護者のお迎えをお願いします。 ※クラブへ登所せず、他の児童と一緒に学校集団下校を希望される場合、早急にクラブへ連絡してください。連絡がない場合、もしくは集団下校開始までにご連絡が間にあわない場合は、集団下校はさせず、クラブでお預かりします。
学校待機 (集団下校はせず保護者の迎えまで学校で待機)	クラブに登所せず、学校で待機してください。クラブは休所します。 クラブに登所した後に学校待機が決定した場合は、児童を学校に引き渡した後、クラブは休所します。学校の指示に従ってください。
遅らせて登校	通常通り開所

#### ②学校休業日(土曜日、長期休暇等)および下校時間後など

状況によって閉所と判断した場合は、各クラブよりメール配信します。開所となった場合でも、状況により保護者による送迎をお願いしています。

#### ③集団感染時等

集団感染等における学校閉鎖時は、クラブも閉所となります。また、学級閉鎖時はクラブの開所はしますが、該当の学級に在籍する児童は登所できません。

## 6. 病気・事故の時について

保育中に発熱やケガをした場合の緊急時は、直ちに(児童カード優先番号①から)保護者に連絡をとりますので、保護者はいつでも連絡先を明確にしておいてください。

### (1) 病気の場合

- ・クラブの支援員は薬の投薬や塗布など、医療行為はできません。
- ・感染症等にかかった場合、一時的に保育をお断りする場合があります。

### (2) 事故の場合

- ・保育中および登下所中の通学路での事故に保険が適用されます。  
(スポーツ安全保険：通院1日につき1500円、入院1日につき4,000円)
- ・習い事等、自宅以外の場所に向かう途中の事故やケガには適用されません。

## 7. 保護者会について

(役員)

この会には、次のように役員を置きます。

理事 2名、会長 1名、副会長 1名、会計 1名（クラブ会計の月監査※第2土曜日）

年度末の会計監査 2名（旧会長 1名、旧会計又は旧役員 1名）

ただし、クラブの規模により副会長の人数を調整するものとします。

(選出)

原則として上記の役員は、在所児童の保護者より選出します。

役員経験者については役員候補から除外するものとします。但し、再任を妨げません。

理事の任期は2年です。

(開催)

年に一度は必ず総会を開催するものとします。

保護者会（定例会等）は必要に応じて開催するものとします。

## 8. よくある質問 (Q&A)

Q1 1日だけ（1ヶ月だけ）の保育利用はできますか？

A1 放課後児童クラブは1年契約となっています。

短期のお申込はお断りしています。短時間の利用希望者にはファミリーサポートセンターをご案内しています。

Q2 入所要件を満たしていない場合は入所できないの？

A2 原則、入所要件を満たすことが条件となっています。

しかし、保護者の病気やケガなどやむを得ない状況であれば、一度ご相談ください。

Q3 途中退所はできますか？

A3 クラブは1年契約となっており途中退所は出来ません。

ただし、やむを得ない理由により登所できなくなった場合は退所が可能です。（児童本人の病気療養、保護者の転勤や育児休業、退職など）

Q4 早く帰る場合や帰宅方法を変える場合はどうすればよいですか？

A4 あらかじめわかっている時は、連絡帳に記入してください。

当日や急な変更の際は、電話で連絡が取れば問題ありません。

ただし、児童の希望や発言のみでは対応できません。必ず保護者による連絡が必要です。

Q5 季節児童がクラブを利用できる日を教えてください。

A5 季節児童が利用できる日は、長期休暇（春夏秋冬休み）・学校代休日・学校で昼食をとらない日（**例** 土曜日・始業式・終業式等）です。

## 9. 各クラブの所在地

<b>二日市小放課後児童クラブ（ちびっこクラブ）</b> 本館 TEL/FAX 921-5615 新館 TEL/FAX 921-5611	〒818-0071 筑紫野市二日市西2丁目3-16 メールアドレス chibikko-club@csf.ne.jp
<b>二日市東小放課後児童クラブ（風の子クラブ）</b> ルーム① TEL/FAX 928-0685 ルーム② TEL/FAX 928-0747 ルーム③ 080-3958-3708	〒818-0061 筑紫野市紫7丁目4番地1 メールアドレス nihigashi@tj8.so-net.ne.jp
<b>二日市北小放課後児童クラブ（なかよしくらぶ）</b> 部屋① TEL/FAX 924-4892 部屋② TEL/FAX 918-1164	〒818-0056 筑紫野市二日市北8丁目2-1 メールアドレス nakayosi-club@csf.ne.jp
<b>山口小放課後児童クラブ（わんぱくクラブ）</b> 本館 TEL/FAX 921-4309 別館 TEL 080-4969-4321	〒818-0044 筑紫野市大字萩原850-1 メールアドレス wanpaku1@xc4.so-net.ne.jp
<b>筑紫小放課後児童クラブ（どんぐりクラブ）</b> 本館 TEL/FAX 926-4988 新館A TEL 080-3995-9372 新館B TEL/FAX 926-4987	〒818-0025 筑紫野市大字筑紫531番地 メールアドレス donguri-club@castle.ocn.ne.jp
<b>阿志岐小放課後児童クラブ（あしきクラブ）</b> TEL/FAX 924-0667	〒818-0011 筑紫野市大字阿志岐2350番地 メールアドレス ashiki-club@w9.dion.ne.jp
<b>吉木小放課後児童クラブ（ぼかぼかルーム）</b> TEL/FAX 929-1962	〒818-0004 筑紫野市大字吉木2526番地2 メールアドレス yoshikikko@iphone.ne.jp
<b>原田小放課後児童クラブ（ひまわりクラブ）</b> 本館 TEL/FAX 927-1953 新館 TEL/FAX 927-1954 別館 TEL/FAX 927-1964	〒818-0034 筑紫野市美しが丘南2丁目10-5 メールアドレス harudahimawariclub@ari.bbq.jp
<b>筑紫東小放課後児童クラブ（ひまわりキッズ）</b> ひまわり① TEL/FAX 927-0830 ひまわり② 080-3993-0830	〒818-0036 筑紫野市光が丘2丁目3-1 メールアドレス himawarikids@df7.so-net.ne.jp
<b>山家小放課後児童クラブ（山の子クラブ）</b> TEL/FAX 926-5590	〒818-0003 筑紫野市大字山家4341番地 メールアドレス yamanoko-club@pj8.so-net.ne.jp
<b>天拝小放課後児童クラブ（スマイルキッズ）</b> TEL/FAX 929-1963	〒818-0053 筑紫野市天拝坂6丁目1-1 メールアドレス smilekids@fg8.so-net.ne.jp

（運営）

<b>特定非営利活動法人ちくしっ子ネットワーク事務局</b> TEL/FAX 922-9779	〒818-0066 筑紫野市永岡1025-5 グレイス桜台203号 メールアドレス chikushino-gakudo@jf6.so-net.ne.jp HPアドレス <a href="http://www.chikushikko.com/">http://www.chikushikko.com/</a>
--	--

